



広報

こさがわ



(平成 29 年古座川町消防団出初式の様子)

目次

- 2～6 ページ … 密着！消防団のお仕事！～地域の安全と安心のために～
- 7 ページ … 平成 28 年度一般会計決算報告
- 8 ページ … 町の取り組み・出来事
- 9～14 ページ … お知らせと情報
- 15 ページ … 新規採用職員の紹介
- 16 ページ … 食推コーナー・廣西先生の健康寄席





地域対談

古座川町消防団 × 古座川町広報委員会

消防団団長 前田 稔
消防団女性部長 佃 奈津代
広報委員 永楽 直子

永楽直子（以下永楽）●広報委員
会では町の広報誌をより身近に感じていただくために、様々な企画に取り組んでいます。今回は、地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う、古座川町消防団団長の前田稔さん、同女性部長の佃奈津代さんにお話を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。それでは早速、古座川町消防団の概要について教えてください。

前田稔（以下前田）●主な仕事としては、火災時の活動、年1回の実動訓練、出初式、年末警戒などが挙げられます。それ以外にも台風や水害時の待機、災害後の公共的な施設の整備・片づけ、道に迷った登山者等の捜索や救出なども行っています。

佃奈津代（以下佃）●女性団員は、火災時には男性団員と同じように出動し、初期消火活動等にあたります。消防署員の方が到着した後は、後方支援を行います。また、女性団員特有の活動としては、春と秋の年2回、火災予防週間に独居高齢者の方々のお宅を訪問し、火災予防を呼びかけています。消防団の制服を着用して訪問すると迎えてくれる方々も私たちを信頼して受け入れてくださるんですよ。

団服を通じて、これまで消防団員として活動してきた先輩方が積み上げてきた「地域の方々からの信頼」を感じています。

永楽●消防団の服装についてお尋ねします。右胸の階級章はどういう意味がありますか。

前田●階級によって線の幅が太くなったり、花のマークが増えたりします。また、線の色が変わったりもします。階級章を見ればその人がどの階級にあるかがわかるようにできており、一刻を争う現場で、指揮系統を明確にするためにも階級章は必要不可欠です。

永楽●年始のテレビでは消防団の出初式ではっぴを着ている映像も見かけるのですが、古座川町の消防団にもはっぴがありますよね。これはどういったときに着用するのですか。

01 「はっぴ」は先人の知恵

前田●はっぴは主に防寒具です。また、丈夫に作られており、火の粉が飛んでも簡単には焼けないようにできています。あとは、永楽さんもおっしゃっていましたがテレビでもよく見かけますよね。やはり消防団の象徴のような、昔からの伝統的な衣装みたいなもので

密着！消防団のお仕事！

地域の安全と安心のために

すかね。夏はあまり着ないですけど、火事は冬場に多かったですからね。

佃●今のようにポンプ等が無い時代は、いかに自分の身を守るか、自分の体に火がうつってこないように消火するかが最優先でした。はっぴ自体は重いし暑いですけれども、炎の熱さから身を守るにはもってこいの優れものです。火の粉が飛んできても燃えにくいですし、先人の知恵だなと思います。

02

入団のきっかけ

永楽●お二人が消防団に入団しようと思ったきっかけを教えてください。

前田●僕は、高校を卒業した後1年ほど都会で働いていたのですが、家の都合で田舎に帰ってくることになりました。その時たまたま隣の家の方が当時の三尾川分団の分団長をされていたんです。それで、僕に有無を言わせず、入ってくれということに入団しました。もうかれこれ37、8年前のことです。その時代というのは、地域の交流や青年団活動が盛んに行われ、地域と個人の関わり合いがとても深

かったように思います。そういったこともあり、特に抵抗もなく入団し、今に至ります。

永楽●昔は消防団員数も多かったんですか。

前田●多かったですね。また、僕が入団した時代は、田舎に帰ってきた若い人が消防団に入るとは珍しいことではなく、お前も入るだろうという雰囲気でした。

永楽●佃さんのきっかけは何でしたか。

佃●実は、私は中学1年生の時に実家が火災に遭いまして、近所の方々がバケツリレーなどをして、消防隊員が来るまで消火活動をしてくださったんですが、火の回りが早く、実家は全焼し、隣家2軒の屋根を焼いてしまいました。不幸中の幸いで、死傷者はいなかったんですが、とても怖い思いをしました。私は、ずっと消防団は男性が入るものと思っていましたが、女性消防団員を募集していると聞いたときに参加を決意したきっかけのひとつには、怖い目に遭った思い出と、もう誰にも同じ思いを味わってほしくないという思いがありました。訓練は暑しいし、ホースも重いし、しんどいと思

うこともありませんが、私と同じ思いの人を出さないと、数少ない訓練には積極的に取り組んでいきます。

永楽●訓練は各分団で行われているのですか。また、全体練習のなかで分団ごとの訓練などもあるのでしょうか。

前田●分団ごとに地域の状況に応じて訓練をしていた時期もありましたが、ここ3、4年は年1回、蔵土の多目的広場で全分団合同訓練を行っています。ホースの扱い方や、ポンプのエンジンのかけ方、水利から水を引っ張ってきて実際に放水するなど、実践的な訓練だけではなく、敬礼や行進などの礼式的な





～経歴紹介～

氏名	つくだ なつよ代
生年月日	昭和26年7月20日
所属分団	明神分団
階級	部長
団員履歴	部長 (H4.1.1～)

訓練も含め、たつぷり1日かけて技術を磨いています。

佃●磨いた技術を発揮する場の一つとして、ポンプ操作法大会があります。昔は郡大会、県大会全国大会とあったのが、ここ最近は人口減少のせいで、持ち回りでいきなり県大会から出場することになっています。

前田●平成30年度は古座川町が順番の年なので、またこれから準備等大変ですね。

佃●そうですね。選手に選ばれた人も、応援する人も、準備や練習等があり本当に大変です。でも何より、楽しい。みんなが集まって、協力して一つの目標

に向かって邁進することは、楽しいし嬉しいことです。この気持ち、ぜひ若い人たちにも味わっていただきたいですね。

前田●人口減少、少子高齢化は消防団でも悩ましい問題です。若い入団者が減り、平均年齢もどんどん上がっているのが現状です。訓練では、ホースを持って走ったりもするので、体力がある若い人たちの力をぜひとも貸していただきたいです。

永楽●ホース、持ったことがないです。どれくらい重さですか。

佃●今度持ってみませんか。だいたい1つ2キロくらいです。

1つを肩にかけ、1つを抱えて走ります。

永楽●4、5キロを持って走るんですか。大変ですね。

佃●そうですね。いつ自分が有事に巻き込まれるかわからないですからね。いつか、他人様に迷惑をかけるかもしれない。ですから、常々自分が人のために行えることをする、させてもらおう、そういう心掛けは大切かなと思います。

永楽●助け合いの心ですね。

佃●そうですね。自分が周りの人たちのために何ができるか、「地域貢献」を考えたときに、消防団という選択は、良い選択ではないでしょうか。堅苦しく考えず、頭数でもいいから入ってみようかなと思っただけならありがたいです。

永楽●本当にそうですね。

03 印象に残っていること

永楽●今までのいろんなお話がありました。消防団活動の中で、特に印象に残っている出来事を教えてください。

前田●4、5年前くらいになります。平井地区の山火事が大変印象に残っています。広範囲

にわたって燃え広がり、町内のすべての分団が出て消火活動にあたりましたが、大変高い山で登るのに苦労しました。大きな火はヘリコプターで消火してくれるのですが、我々消防団はあらかた火が消えた後、山を登り、まだくすぶっているところを見つけては、担いだタンクから水鉄砲で火を消すという人海戦術的な消火活動をしました。高齢の消防団員の方にも山頂付近まで水を背負って登っていただいて、そのことが大変な記憶として印象に残っています。

佃●あの時は本当に大変でしたよね。県内だけではなく、三重・奈良・大阪の自衛隊の方にも出動いただいた記憶があります。私の場合は、過去に起きた、ある民家火災が一番印象に残っています。残念ながら焼死された方がおり、凄惨な現場でした。その方を捜している時間もそうですが、発見した瞬間に、もう何とも表現しがたい気持ちになりました。そんな気持ちのなかでも、怖がらず嫌がらず運び出し、きちんと送り出すという経験をさせていただきました。

永楽●なるほど。大変な経験をされたからこそその貴重なお話ですね。

04 消防団も夢がある

永楽●過去のお話を聞かせていただいたので次は未来のお話をしたいと思います。これからの古座川町消防団への思い入れ、意気込み等をお聞かせください。

佃●女性団員としては、「もしもし、大丈夫ですか。」といった救急救命の呼びかけ手順などを「もっしもしし〜♪だれか〜♪」という風に歌とダンスを交えて楽しく覚えられないか、そ

ういったものを考えられたらなと思っていきます。紙芝居やコントもできたらやってみたい。台風などの水害時に、消防団員も「避難して下さい」と住民の皆様呼びかけるんですが、「大丈夫やて。ここまで来たことないのに。」と言って避難しなかった人と、素直に避難した人が最終的にどういう結末を迎えるのかというコントなんか面白いんじゃないかなと考えています。

永楽●ダンスやコント、面白そうですね。

佃●そうですね。女性消防団員にこだわらず、地域のみんな



～経歴紹介～

氏名	前田 稔
生年月日	昭和34年7月30日
所属分団	本部
階級	団長
団員履歴	団員 (S55.4.1～) 班長 (H9.1.1～) 分団長 (H18.1.1～) 団長 (H25.1.1～)

でそういったことを考えられたらいいなと思っています。よかったですら、役場職員の皆様にもお伝えください。結構消防団も夢があるんですよ。

永楽●前田団長はいかがでしょうか。

前田●まず、お伝えしておきたいのは、消防団員は非常勤特別職の地方公務員の扱いになりますので、少ないですが年俸もありますし、出勤時には手当もつくというのと、保険もきちんと入り、制度が



しっかりしているということ。現在の古座川町消防団の定員は150人なんですけど、実際の消防団員数は112人（平成29年10月1日現在）で、定員よりは少なくなっています。その要因の一つとして、昔は自営業の方が多かったけれど最近は勤めに出る方が多くなってきた、シフト制だったり夜勤だったりの関係で、入団しにくいというのがあると思うんです。けれども、消防団に入団したからと言って、火災になったら仕事を休んでも出勤しなければいけないということもないですし、自分のできる範囲で活動をしていただけたらと思います。それに、冒頭でもお話ししましたが、火災時以外の消防団の主な活動自体は、ものすごく仕事に差し支えるということもないんですよ。もしも仕事との両立に不安を抱えていらっしゃる方がいたら、難しく考えずに、ぜひ一緒に活動していただけたらと思います。

佃●みんなのために自分ができるのかということを考えていただいで、ぜひ入団していただきたいと思いますね。



05

入団を検討している方へ

永楽 ● 入団を検討している方に向けて一言お願いします。

前田 ● 消防団員というのは、いつの時代でも必要とされる役割ですし、地域との交流の場としても活用していただけます。また、先ほどの質問でも申し上げたんですが、仕事に支障をきたすほど活動量が多いわけではありません。町外から移住してこられた方や、仕事との両立で迷っている方がいたらぜひ気軽に入団していただきたいです。

佃 ● もちろん、女性団員もその通りです。また、男性の団員の方とは違った、女性団員ならではの活動などもみんなで考えていきたいと思えます。消防団員ってこんなこともするんだなという楽しい一面も作り、しんどいだけの消防団じゃないというのをこれからも目指していきたいと思っております。ぜひお気軽に入団してください。

06

火の用心の季節を迎え

永楽 ● これから秋冬と乾燥の季節になりますが、古座川町にはお一

人で生活している高齢者の方も多くいます。その方たちに向けて一言お願いします。

前田 ● 最近、畑の草を刈って、ちよつとのつもりで焼いたのが急な風などで延焼してしまうということが多くですね。刈った草は燃えるごみとして出していただけたらと思います。

佃 ● 高齢者のお宅に点検で伺っていますが、みなさん本当にしっかりと管理していますよ。たとえば仏壇だと、ろうそくを電気のものにかえたり、線香も長いまま使わず、短くして横に寝かせて煙を立てるといったような配慮をされています。そういう防火知識を活用して、家の中の火の元はかなり注意深く管理されている印象を受けます。なので、先ほど団長がおっしゃっていた、畑の草をちよつと焼こうかな、という外での火の扱いに少し甘さを感じます。これから秋の防火週間でお宅を訪問させていただきますので、その時にこういったお話もしたいです。

永楽 ● 今月は、古座川町の安全と安心のために、自らも多忙ななか地域のために活動して下さる消防団員の方を紹介させていただきました。ありがとうございました。

地域対談

消防団団長
消防団女性部長

前田 穂
佃 奈津代



広報委員

永楽 直子

古座川町消防団 × 古座川町広報委員会

平成28年度 一般会計決算

(単位：千円)

歳入	歳出	差引	翌年度繰越財源	実質収支額
3,721,660	3,199,481	522,179	15,534	506,645

平成28年度の一般会計決算は歳入総額3,721,660千円、歳出総額3,199,481千円で、ここに翌年度に繰越すべき財源15,534千円を除いた実質収支額は506,645千円の黒字となりました。詳細は下記のとおりです。

(単位：千円)

(単位：千円)

歳入				
区分	平成28年度決算額	平成27年度決算額	増減額	
自主財源	地方税	198,547	193,484	5,063
	繰越金	612,112	908,487	△296,735
	諸収入	44,998	48,146	△3,148
	その他	171,047	119,483	51,564
	うち分担金及び負担金	25,860	44,178	△18,318
	うち使用料及び手数料	23,738	21,502	2,236
	うち財産収入	7,872	6,041	1,831
	うち寄附金	1,770	1,681	89
	うち繰入金	111,807	46,081	65,726
	計	1,026,704	1,269,600	△242,896
依存財源	地方譲与税	35,530	35,884	△354
	各種交付金	52,345	62,979	△10,634
	地方特例交付金	461	640	△179
	地方交付税	1,911,883	1,945,645	△33,762
	交通安全対策特別交付金	0	0	0
	国庫支出金	224,004	192,982	31,022
	県支出金	224,739	219,087	5,652
	町債	245,994	229,456	16,538
計	2,694,956	2,686,673	8,283	
歳入総額	3,721,660	3,956,273	△234,613	

歳出				
区分	平成28年度決算額	平成27年度決算額	増減額	
消費的経費	人件費	458,884	460,206	△1,321
	物件費	571,395	608,307	△36,914
	維持補修費	133,843	148,925	△15,082
	扶助費	169,935	163,167	6,768
	補助費等	442,989	405,381	37,608
	計	1,777,046	1,785,986	△8,940
普通建設事業費	普通建設事業費	451,618	613,922	△162,304
	うち補助事業	185,794	40,548	145,246
	うち単独事業	265,824	573,374	△307,550
	災害復旧事業費	463	23,579	△23,116
計	452,081	637,501	△185,420	
公債費	公債費	367,670	359,774	7,896
	積立金	305,052	305,002	50
	投資及び出資金・貸付金	0	634	△634
	繰出金	297,632	255,263	42,369
	計	970,354	920,673	49,681
歳出総額	3,199,481	3,344,160	△144,679	

自主財源 27.59%
依存財源 72.41%

消費的経費 55.54%
投資的経費 14.13%
その他経費 30.33%

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率については下表のとおり、全てで財政の健全化を判断する基準を下回る良好な値です。

今後も健全な財政状況を維持できるよう、適正な財政運営に努めます。

◎平成28年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	備考
— (赤字なし)	— (赤字なし)	5.5	— (該当なし)	※全項目で基準を下回っています

(参考)

(15.00)	(20.00)	(25.00)	(350.0)	早期健全化基準
(20.00)	(30.00)	(35.00)		財政再生基準

早期健全化基準… 自主的な改善努力により財政の健全化を図るべき基準

財政再生基準… 国等の厳格な管理のもとで確実な財政再生を図るべき基準

◎平成28年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	備考
古座川町簡易水道事業特別会計	— (該当なし)	経営健全化基準 20%





川

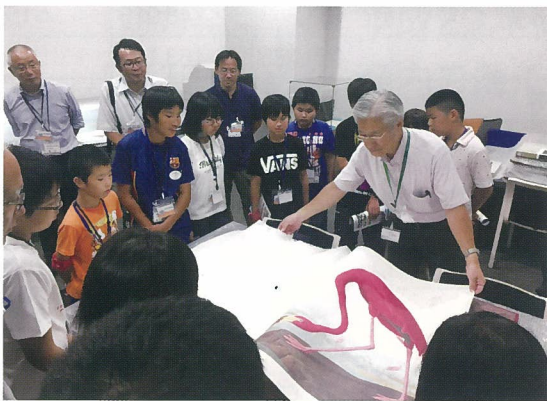
崎市ふれあい交流事業

8月22～24日、第8回川崎市ふれあい交流事業として、町子ども達が政令指定都市の神奈川県川崎市を訪問しました。

今年度は、町内の小学6年生13名が参加し、東芝未来科学館や岡本太郎美術館を訪問見学し、川崎市立梶ヶ谷小学校の児童達と交流しました。

また、本町と包括連携協定を結んでいる東京都町田市にある玉川大学も併せて訪問し、大学図書館等を見学しました。

【教育課 教育班】



玉川大学図書館にて貴重資料を見学

国

道371号改良整備の要望活動

9月1日、田辺市・串本町とともに、県に対して国道371号未完成区間の事業促進及び道幅が狭い箇所について要望しました。

現在、鶴川地区、大川地区から平井地区において計画的に整備をしていただいておりますが、一部道幅が狭く車の交差が困難で危険な箇所が存在します。国道371号は日常生活、産業振興、観光、緊急医療等あらゆる面で重要な主要幹線道路ですので、引き続き計画的かつ着実に道路整備を行っていただきますよう要望しました。

一日も早く地域の課題が解消されるよう、引き続き関係各所に積極的に働きかけていきます。

【産業建設課 工務班】



要望活動の様子

高

池保育所運動会

9月30日、高池保育所園庭において運動会を開催しました。天気に恵まれ、子ども達は元気いっぱいプログラムに取り組んでいました。三尾川へき地保育所の園児も参加し、園児一丸となって頑張る姿に、観客のみなさまから温かい声援が送られていました。

運動会の開催にあたり、保護者のみなさまをはじめ、たくさんの地域の方々にご尽力いただき有難うございました。

【教育課 子ども輝き班】



日頃の練習の成果を発揮

古

座川夏祭り

8月27日、一枚岩鹿鳴館下ピロティーにて古座川夏まつり～鮎だ！ウナギだ！守り犬だ！～が開催されました。今年は川の家実行委員会との合同開催となり、「一枚岩夏まつり」・「川の家」それぞれの催しに加え、初の試みとなる宝探しや、古座川アドベンチャーキッズによる古座川民話朗読劇が行われました。

当日は天候にも恵まれ、昨年は見ることができなかった守り犬の影をたくさんの来場者の方とともに見ることができました。

【産業建設課 産業観光班】



守り犬の影を見る人々

お知らせと情報

特殊詐欺被害防止に関する無料出前講座を行います

警察官OBのアドバイザーが老人会、自治会、事務所などで特殊詐欺被害防止に関する出前講座を行います。お気軽にご活用ください。

【講座内容】 「特殊詐欺被害にあわないために」
最近の手口紹介、県下の被害状況、
被害防止の方法・対策等

【開催日時】 申込者側のご相談に応じます
(概ね30分～2時間程度)

【申込時期】 開催の2～3週間前まで

【講座費用】 無料

【会場】 申込者側でご用意ください。

【申込方法】 下記お問い合わせ先までご連絡ください。

詳しくは、新宮警察署生活安全刑事課（0735-21-0110）または役場総務課へお問い合わせください。



【総務課 企画財政班】

ご存じですか？「行政相談」

皆さんの身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に関する通知などを行っています。

★平成29年度の今後の日程は、次のとおりです。

実施日	相談所開設
11月15日(水)	七川出張所
12月20日(水)	保健福祉センター
1月17日(水)	高池上部集会所
2月21日(水)	三尾川生活改善センター
3月14日(水)	保健福祉センター

午後1時30分
から3時30分

相談委員：小田 ^{おだ} 豊彦 ^{とよひこ} 行政相談委員（総務大臣委嘱） ☎0735-72-2988

【総務課 企画財政班】



必ずチェック！「最低賃金」

和歌山県最低賃金は、正社員、パート、アルバイト等の呼称の如何を問わず、県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。仮に、最低賃金よりも低い賃金を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。



【最低賃金額】 時間額 777円

【効力発生日】 平成29年10月1日

【適用範囲】 県内で働くすべての労働者とその使用者

詳しくは、和歌山労働局賃金室（073-488-1152）または最寄りの労働基準監督署もしくは役場産業建設課へお問い合わせください。

【産業建設課 産業観光班】

民生委員制度100周年

民生委員制度は今年で創設100周年を迎え、これを記念して、10月18日に「和歌山県民生委員児童委員大会」が和歌山市で開催されました。

古座川町民生児童委員協議会からは、山口会長と矢本副会長が出席し、山口会長が知事感謝状、矢本副会長が県民協会長表彰を受け取りました。

現在、町内には23名の民生委員がおり、住民の生活に関する相談に応じ、福祉増進のため活動しています。困りごとや、どこに聞けば良いかわからない事案も、相談して頂ければ専門の機関や行政・福祉事務所への案内等を行います。

【健康福祉課 福祉班】

風邪・インフルエンザの予防について

秋冬が近づき、乾燥が厳しくなるにつれ、風邪やインフルエンザが流行し始めます。予防には、各自が適切な予防法・対処法・咳エチケット等の正しい知識をもって対処することが大切です。

インフルエンザ予防接種は、流行前に受けておくと、かかった場合の重症化防止に有効とされています。

●予防法・対処法

- 手洗い、うがい
- マスクの着用
- 加湿器の使用
- 水分補給（特にこども・高齢者）
- 人ごみをさける
- 栄養・休息を十分とる
- など

【健康福祉課 健康班】

お知らせと情報

ノロウイルス感染を防ぎましょう

ノロウイルスは、冬に流行する食中毒です。食品からの感染だけでなく、発症者の吐いたものや、便に触れた手から口に運ばれることでも感染します。発症、感染拡大を防止するために、次のことに気を付けましょう。

- ①食品を十分に加熱する。
(中心温度85度以上、1分以上加熱)
- ②石けんでよく手を洗う。
- ③吐いたもの、便などは直接手で触れないよう、使い捨て手袋等を使用して処理する。処理した場所は、塩素系漂白剤で消毒後、水拭きする。処理後は手洗いを十分おこなう。

また、「食中毒かな」と思ったら、むやみに市販の下痢止めなどの薬を使用しないで、早めに医師の診断を受けましょう。



【健康福祉課 健康班】

11月・12月は「合同滞納整理強化月間」です

町では、納期内に納付された方との公平を保ち、滞納の解消を図るために、県、和歌山地方税回収機構と合同で、11月・12月を合同滞納整理強化月間として、税収確保に取り組めます。税金を滞納すると本来納めるべき税金のほかに延滞金を納付しなければなりません。滞納したまま放置すると、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、給与や不動産など財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることになりますので、納期内に納税してください。

◆時間外の納税相談

昼間仕事の都合等で役場に来られない方は、事前に担当課まで電話連絡をください。夜間でも随時、職員が納税相談に応じます。

【税務住民課 税務班】

消費税軽減税率制度説明会について

事業者の方を対象に、下記のとおり消費税の軽減税率制度について説明会を開催します。詳しくは、新宮税務所法人課税部門(0735-22-5261)または役場税務住民課までお問い合わせください。

日時：平成29年11月16日(木) 15時～16時
会場：和歌山県水産試験場(串本町串本1557-20)

【税務住民課 税務班】



税についてちょっと考えてみよう

国税庁では、国民の皆様には税の意義、役割や税務行政の現状をより深く理解していただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、様々な広報活動を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「暮らしを支える税」をテーマとして、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

また、国税庁ホームページでは、「税を考える週間」の実施に合わせて、ドラマ仕立ての動画で国税庁の仕事や各種取組を紹介しています。

詳しくは、国税庁ホームページ
(www.nta.go.jp) をご覧ください。

税について\ちょっと/考えてみよう!

税を考える週間

11月11日-11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。



ドラマ仕立ての動画で配信中

税を考える週間 検索

マイナンバー制度も紹介 国税庁

※上記コードのURLは今後変更する場合があります。

【税務住民課 税務班】

和歌山市町村合同公売会のお知らせ

下記のとおり和歌山市町村合同公売会を開催します。詳しくは、和歌山地方税回収機構(073-422-3630)または役場税務住民課までお問い合わせください。

日時 平成29年11月18日(土)
場所 岩出市立市民総合体育館1階アリーナ(岩出市荊本63-2)

【税務住民課 税務班】

国民年金保険料の「後納制度」について

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用すると、年金額を増やすこと以外に、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。詳しくはお問い合わせください。

【税務住民課 住民班】

お知らせと情報

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などと同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

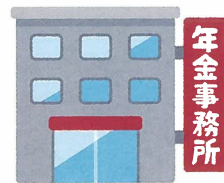
【控除の対象】

平成29年1月から12月までに納められた保険料全額（過去の年度分や追納された保険料も含まれます）。ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合も、合わせて控除が受けられます。

【必要なもの】

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られます。申告の際には、必ずこの証明書または領収書を添付して下さい。（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年はいじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）



【税務住民課 住民班】

不法投棄監視カメラの設置について

不法投棄をなくすことを目指して、町内にカメラを設置します。また、巡回パトロールも重点的に行います。

詳しくは、東牟婁振興局健康福祉部串本支所（0735-72-0525）または役場税務住民課へお問い合わせください。

【各月の重点監視エリア（予定）】

- 11月 一雨・明神・月野瀬
- 12月 高池・池野山・小川
- 1月 立合・蔵土・三尾川
- 2月 松根・下露・平井
- 3月 添野川・佐田・長追



【税務住民課 住民班】



差別のない社会の実現に向けて ～「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました～

この法律は、現在に至ってもなお部落差別が存在し、かつインターネットなどの情報化が進展する中で、部落差別が新たな状況にあることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的として昨年12月に成立し、同月16日に施行されました。

私たち、一人ひとりが同和問題を正しく理解し、差別や偏見のない豊かで明るい社会を築きましょう。



◆部落差別の解消の推進に関する法律（一部抜粋）

第一条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消にも関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第二条（基本理念）

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

【税務住民課 住民班】

新規採用職員紹介



① 氏名

きしした さな
岸下 紗菜

② 所属 総務課 総務行政班

③ 出身地 那智勝浦町

④ 趣味・特技 音楽鑑賞

⑤ 抱負

私は那智勝浦町出身ですが、子どもの頃から訪れていた古座川町で働けることを嬉しく思っています。分からないことも多いですが、町に貢献できるように努力しますので、よろしくお願いします。



① 氏名

あわさぐち まい
淡佐口 麻衣

② 所属 健康福祉課 健康班

③ 出身地 新宮市

④ 趣味・特技 釣り・弾丸旅行

⑤ 抱負

食を通じて古座川町の元気を応援できればとおもっています。赤ちゃんから高齢の方まで、健康であり笑顔がさらに増えるよう、これからたくさん学び、みなさんと共有できればと思います。よろしくお願いします。



① 氏名

おぐら ゆうき
小倉 優輝

② 所属 産業建設課 工務班

③ 出身地 串本町

④ 趣味・特技 音楽鑑賞

⑤ 抱負

私は串本町の出身ですが、川遊びなどで古座川町に訪れる機会があったので、職員として働くことをうれしく思っています。一日でも早く仕事を覚え、皆さんのお役に立てるように努力していきますのでよろしくお願いします。



① 氏名

さかもと ゆか
坂本 友香

② 所属 教育課 子ども輝き班
(高池保育所)

③ 出身地 古座川町 池野山

④ 趣味・特技 お菓子作り・
バレーボール

⑤ 抱負

生まれ育った古座川町で勤めさせていただけることを嬉しく思っています。子どもたちが笑顔で保育所生活を送れるように、私も笑顔で頑張ります。よろしくお願いします。

ふれあいいきいきサロンの紹介

食推コーナー

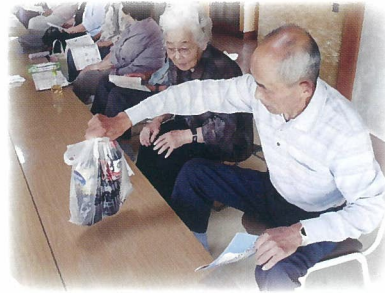
今回は、西川地区の取り組みを紹介します。

西川地区では、食生活改善推進員、民生委員、地域おこし協力隊、ボランティアの方が協力し年6回前後、西川生活改善センターで開催しています。

参加費は1食300円で、地元で採れる旬の野菜を使った献立を考えています。配食も行っており、毎回10名前後の方が利用しています。最近、調理のお手伝いに七川地区の地域おこし協力隊の方が来てくださり、若い世代との交流もできて、わいわい楽しく行っています。



◀年1回は、ほかの地区と合同開催しています。今回は大勢の方が来てくれました。献立は低栄養予防のために乳製品を取り入れました。



◀食後は食生活改善推進員による栄養講座を実施しました。ココモ（運動器症候群）のチェックで「2kgの重さの買い物をして持ち帰ることが出来るか」を実際に体験してもらいました。

健

廣西先生の
康寄席



第4回「ふるえのお話」

ふるえにもいろいろあります。病気でいうとパーキンソン病とか、けいれん発作などが原因になりますが、病気でなくてもとても緊張したシーンでは誰でもふるえた経験があるかと思います（入学試験の発表とか、恋を告白するときとか、怒りにふるえるときとか…）。こういう緊張したり興奮したときにふるえるものは「生理的振戦」と呼ばれています。パーキンソン病はふるえる病気として有名ですが、実はふるえないパーキンソン病の方も半分近くいます。パーキンソン病はふるえのほかにも、身体の動きが鈍くなったり、手足が硬くなったり、すぐ転倒してしまったりする症状が出る病気で、患者さんによって症状の組み合わせは違うので、ふるえがないこともあるのです。パーキンソン病のふるえの特徴は、じっとしている時に規則正しいふるえが出現することです。また、歩く時にもふるえ

がよく生じます。ふるえていても、意識を集中させると一時的にふるえを止めることも可能です。一方、じっとしているときはふるえないのに、字を書いたり、箸を使う場面、つまり手にある程度の力を入れたときにふるえる場合は「本態性振戦」という病気が疑われます。パーキンソン病で遺伝することはかなり稀ですが、本態性振戦の場合はけっこう両親から受け継いでいることがあります。本態性振戦はふるえるだけでほかの身体機能には異常は生じませんが、字を書くとか箸を使うのは日常的な動作ですので、生活にはある程度の支障が出ます。あと年齢によるもの（加齢性の振戦）や、てんかん（けいれん発作）などでもふるえが生じることがありますので、ふるえが気になる場合は是非医師にご相談いただければと思います。

【健康福祉課 健康班】